

労働センター及び地域県政総合センター商工労働部労働課において  
行われてきた労働相談活動の維持・拡充を求める会長声明

神奈川県に対し、労働センター2か所（横浜、川崎）、地域県政総合センター商工労働部労働課5か所（横須賀三浦、県央、湘南、足柄上、西湘）、及び1分室（相模原分室）において行われてきた労働相談活動について、下記の理由により、「労働センター等の再編」後もこれを維持し、人員を含めた態勢を拡充することを求める。

記

神奈川県では2010年4月を実施予定時期として、「労働センター等の再編」が検討されている。これは、労働センター2か所（横浜、川崎）、地域県政総合センター商工労働部労働課5か所（横須賀三浦、県央、湘南、足柄上、西湘）、及び1分室（相模原分室）を、県下全域を所管するかながわ中央労働センター（仮称）と、川崎（所管区域：川崎市）、県央（所管区域：県央）、湘南（所管区域：湘南、足柄上、西湘）の3か所の支所に統合縮小するというものである。この再編の目的は「労働を巡る諸問題に、よりの確かかつ効率的に対応できる組織・執行体制を整備する」ことにあるとされている。

労働センター等における労働相談活動は、常時、専門的知識を有する職員により、きめ細かな相談が受けられることから、県民に身近な相談窓口として高く評価されている上、一昨年のいわゆる金融危機に端を発した雇用環境の悪化に伴い、ますますその重要性が高まっており、相談件数も増加している。

然るに、今回検討されている「労働センター等の再編」によれば、足柄上、西湘の近隣住民がこれまで各地域県政総合センターにおいて受けることのできた労働相談が、中央労働センター湘南支所（平塚）にまで足を運ばない限り受けられないこととなってしまう。同様に、相模原の住民は県央支所（厚木）に、横須賀三浦の住民は中央労働センター（横浜）にまで足を運ばない限り労働相談を受けられないこととなってしまう。

このように、今回検討されている「労働センター等の再編」は、明らかに地域住民にとって労働相談窓口へのアクセスを困難とする点で、特に足柄上、西湘、相模原、横須賀三浦の各地域と、それ以外の地域との間で、労働行政サービスの県内格差を生ぜしめ、県民サービスの向上に反するものであって、到底容認することはできない。

従って、今回検討されている「労働センター等の再編」後も、かながわ中央労働センターの支所設置が予定されていない横須賀三浦、足柄上、西湘、及び相模原においても、従前どおりの労働相談活動を維持し、人員を含めた態勢を拡充することを求める。

2010（平成22）年2月10日

横浜弁護士会

会長 岡部 光平